

医療 DX を活用した保健事業の取組に対する財政支援にかかる FAQ

【第3版】

改訂履歴

令和 7 年3月18日 第1版

令和 7 年5月23日 第2版

令和 7 年6月23日 第3版

- 1. 事業趣旨・申請・交付……p.1～4
- 2. 予算関連……p.5
- 3. 補助率等……p.6～9
- 4. 対象事業……p.10～19 ※対象事業はこちらをご確認ください
- 5. その他……p.20

1. 申請・交付

※更新

1-1. 事業実施計画の申請は必須か。また期限はいつまでか。

(答)

事業実施計画申請は、令和7年度に対象事業を実施(予定を含む)するすべての組合にご提出いただきます。申請は、令和 7 年6月 30 日から7月 31 日までに所定の方法でご提出いただきます。

1-2. 交付見込額申請書の提出期限はいつまでか。

(答)

交付見込額申請書の締め切りは令和8年1月末です。申請書のご提出については別途ご案内します。

1-3. 事業実施計画申請または交付申請を行ったのち、やむを得ない事情により計画の変更(中止)が生じた場合、申請の変更(取下げ)は可能か。

(答)

速やかにご連絡をお願いいたします。事業実施計画申請または交付申請の申請期間中で、変更を希望される場合は再度申請手続きが必要となります。申請期日を過ぎている場合は、個別にご相談ください。

1-4. 事業実施計画申請・交付申請が却下されることはあるのか。

(答)

本補助事業は、健保組合(事業主とのコラボヘルスを含む)が行う医療DX(ICT 等)を活用した保健事業、または出産・子育て、女性の健康に関する保健事業が対象であるため、これ以外の事業については対象外となります。申請内容に疑義がある場合は個別にご連絡いたします。国の交付要綱・実施要綱、取扱通知等に基づき審査を行います。

1-5. 事業実施計画申請の段階で交付予定額は把握できるか。

(答)

補助率(補助割合)は別添のとおりです。事業実施計画の申請ツールで補助率を踏まえた交付見込額を計算できるようにしています。なお、最終的な交付額の算定にあたっては、申請総額が予算を超過した場合に交付率を乗じることとなります(令和6年度実績:65.245%)。

1-6. 事業者等に委託する場合、対象事業の委託に係る費用(委託費)は交付対象となるか。

(答)

外部事業者等に対象事業を委託して行う場合であって、委託費を保健事業費から支出する場合、交付対象となります。

1-7. 事業者へ支払う委託費のほか、対象事業を実施するにあたって自組合で生じる消耗品等も交付申請額に含めてよいか。

(答)

保健事業費のうち、外部事業者等との対象事業の実施にかかる委託費のほか、同事業の実施にあたって組合が別途費用負担する場合は、同費用についても交付申請額に含めることができます。

1-8. 交付(振込)のタイミングはいつか。

(答)

現時点では、令和8年 3 月中旬までに交付決定通知を送付し、3 月末日までの交付を予定しています。なお、組合が健保連に登録する交付金交付事業に係る金融機関の口座にお振込みすることとなります。

1-9. 令和7年度に実施する事業に限定した補助金か。次年度以降も補助は継続されるのか。

(答)

本補助金の対象は、令和7年度に実施する事業に限ります。

なお、8 年度については、本年末の政府予算検討過程で方向性が明らかになりますので、適宜ご案内いたします。

1-10. 交付申請時は概算で行うのか。出納整理期間の後でなければ要した費用は確定しない。

(答)

交付申請にあたっては、令和7年度に実施する対象事業にかかる保健事業費を見込んでご申請ください。なお、国庫補助金の性質上、翌年度の実績報告額が交付決定額を超えていても追加交付はありません。

1-11. 概算で申請を行うとしたら積算根拠の方法はどのように考えるか。

(答)

保健事業費のうち、外部事業者に委託して行う場合は委託費を計上してください。それ以外は、申請時点までの対象事業にかかる費用の実績のほか、当該年度末までの見込を加えて算出してください。

1-12. 翌年度の実績報告に基づき、追加交付または返還はあるか。

(答)

令和8年5月末までに実績報告を行っていただきます。交付を受けた額が実績報告書の交付金の額を超えるときは、その超える額を返還していただきます。なお、国庫補助金の性質上、翌年度の実績報告額が交付決定額を超えていても追加交付はありません。

1-13 民間事業者との委託契約にあたり PFS(成果連動型委託契約)方式とした。成果連動型のため支払額が減少した場合、実績報告で返還金が生じるか。

(答)

令和 8 年 5 月末までに、実績報告において、実際の支払額で申請していただきます。交付金の額が実績報告書の支払額を超えるとときは、その超える額を返還していただきます。

なお、当該事業について、他に国庫補助金を受けている場合は、本補助金の対象とならない点にご留意ください。

1-14. 申請にあたって、あらかじめ準備する書類は何か。申請に要する書類が知りたい。

(答)

事業実施計画申請及び交付申請の際は、申請ツールにご入力の上、ご提出いただきます。申請ツール以外の添付書類のご準備は必要ありません。翌年度の実績報告については、別途ご案内いたします。

1-15. 健保連都道府県連合会による医療DX(ICT 等)を活用した共同事業または出産・子育て及び女性の健康課題に関連した共同保健事業に参画する場合、自組合の負担分(受益者負担分)は本補助事業の対象となるか。

(答)

健保連都道府県連合会による医療DX(ICT 等)を活用した共同事業または出産・子育て、女性の健康課題に関連した共同事業が本補助事業の交付を受けて行われる場合、当該事業に参画する健保組合の自組合負担分(受益者負担分)は対象外となります。

1-16. 母体事業所の全従業員(当組合以外の保険者に属する加入者も含まれる)を対象とした福利厚生事業のうち、女性の健康課題に対応した取組をコラボヘルスで行うこととした。申請する上で留意すべき事項はあるか。

(答)

母体事業所と健保組合のコラボヘルスによる取組みは、健保組合が費用の全部または一部を負担して実施する事業であれば、健保組合の費用負担分が補助対象となります。ただし、健保組合が事業運営に関与せず、事業主に対して補助金等を支出するだけにとどまる事業については、補助の対象外です。

Ⅱ 2. 予算関連

2-1. 補助金の収入科目はどこに計上するのか。

(答)

科目は、「(款)国庫補助金収入(項)国庫補助金収入(目)高齢者医療支援金等負担金助成事業費」となります。名目計上(1千円)してください。

2-2. 健保組合の予算では対象事業を事務所費等で計上しているが、予算変更する必要があるのか。

(答)

対象事業の経費を保健事業費以外の科目で支出した場合は、年度末までに支出科目を保健事業費に更生(変更)してください。支出科目の更生にあたって保健事業費の予算が不足する場合は、予算変更が必要となります。実績報告において保健事業費以外の科目で支出した経費は補助の対象外となり、補助金の返還を求める場合があります。

3. 補助率等

3-1. 健保組合ごとに補助限度額はあるのか。

(答)

健保組合ごとに補助金の限度額を設定する予定はありませんが、申請総額が予算を超過した場合には交付率を乗じることになります。

3-2. 補助割合はどの程度か。

(答)

補助割合の参考例は別添のとおりとなります。①医療 DX を活用した保健事業及び女性の健康づくり、出産育児支援の共同事業＝9割、②医療 DX を活用した保健事業＝6割、③子どもにとってより良い医療の提供・医療費の適正化事業＝5割、④出産・子育て支援、子どもの健康づくり、女性の健康づくり事業＝4割となります。②～④の事業については、コラボヘルスで実施した場合は補助割合を1割上乘せるとともに、新規事業の場合は2割を追加します。

一方、②～④の事業において、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった場合(相互閲覧機能への不同意)は、各事業の合計額から2割減となります。また、①の事業は、データヘルス・ポータルサイトに効果的な事業方法のノウハウ等を共有しなかった組合は、本補助金の対象外となります。詳細は3-8をご確認ください。

【具体例】

①医療 DX を活用した保健事業(6割)＋コラボヘルスで実施(1割)＋新規事業(2割)＝事業費の9割補助

②女性の健康セミナー(4割)＋新規事業(2割)＝事業費の6割補助※申請総額が予算額を上回る場合には、上記の補助割合とは別に交付率を乗じて交付します。

3-3. 共同事業で実施する場合に 2 組合以上でコンソーシアムを組んだ場合は加入者5千人未満の組合を含めることとしているが、加入者 5 千人未満組合の要件はいつ時点のものか。また、同規模の組合は 1 組合含まれていればいいのか。

(答)

加入者 5 千人未満組合の要件は申請時点とします。コンソーシアムの場合、加入者5千人未満組合は 1 組合以上含まれていることとします。

3-4. 3-3以外で共同事業の参加要件はあるのか。

(答)

共同事業については、3-3に加えて、コンソーシアムに参加するすべての組合がデータヘルス・ポータルサイトの相互閲覧機能に同意いただくことが要件になります。

※更新

3-5. 昨年度は対象だった広報・情報提供事業は補助対象となるのか。

(答)

広報・情報提供事業は、女性の健康情報や子どもの医療費適正化の内容を掲載していても補助対象外となります。紙媒体の広報誌のデジタルブックへの移行や、ホームページや社内イントラネットでの情報提供およびメールマガジンでの配信等についても対象外となります。このほか、印刷費と発送費が経費の大半を占めており、かつ双方向性が乏しく広報・情報提供事業に近い事業(例:手洗い等の感染予防行動を記録するシートの配布)は対象外とします。

なお、補助事業の周知にかかる経費は、事業と一連と認められるものに限り補助対象となります。また、事業区分2・3においては印刷費と発送費も補助対象ですが、事業区分1においては印刷費と発送費は補助の対象外です。4—30をあわせてご確認ください。

※更新

3-6. 事業区分2または3で申請する事業の対象者に子ども・女性以外が含まれるが、補助対象となるのか。

(答)

事業区分2の対象経費は子どもにかかる費用、事業区分3の対象経費は子ども・女性にかかる費用に限られます。ただし、事業区分3の事業であって、対象者に男性を含めて実施することで性差に関する相互理解を促すことを目的とするセミナーについては、例外的に男性にかかる費用を含めて補助対象とします。費用の切り分けが困難な場合は、対象外となる経費を除く事業費全体に、令和7年4月1日時点における「加入者数に占める子ども(事業区分3の場合は子供および女性)が占める割合」を乗じて得た額を対象経費としてください。

なお、事業内容にICTの活用が含まれる場合は、原則的には事業区分1として申請してください。事業区分1は対象者が子ども・女性に限定されないため、対象者にかかる費用の切り分けは不要です。

3-7. 新規事業と認められる要件は何か。

(答)

新規事業とは、自組合において令和7年度に初めて実施する事業を指します。ただし、前年度に実施した事業の委託先を変更しても、事業目的や事業内容に実質的な変更がない場合は、既存事

業に該当します。なお、7年度から既存事業の対象者を拡大した場合は、新規事業には該当しません。

※更新

3-8. データヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開(相互閲覧機能)に同意しない場合はどうなるか。

(答)

【個別事業の場合】

各事業の対象経費に補助割合を乗じて得た額を合計した申請総額から2割減額されますので、同意漏れにご注意ください。同意する場合は、交付申請書(令和8年1月末締切)の提出時点までに同意するようにしてください。

【共同事業の場合】

共同事業は、すべての参加組合がデータヘルス・ポータルサイトでのノウハウの横展開に同意していることが申請要件であるため、同意していない組合は本補助金の対象外となります。交付申請書(令和8年1月末締切)の提出時点までに同意するようにしてください。

3-9. 共同事業のオプションとして実施した部分を申請できるか。(例:共同事業の対象者が被保険者に限られる場合、独自に被扶養者を対象者に含めて実施した場合)

(答)

共同事業のオプションとして実施した事業は、個別事業として申請可能です。通常の個別事業と同様に、コラボヘルスや新規事業による補助割合の加算についても受けることもできます。共同事業と単独事業で対象者が重複しないようにしてください。

※新設

3-10. 複数の保健事業で同一のアプリ等を活用している場合は、事業区分1として複数の申請ができるか。

(答)

事業区分1においては、経費に重複を避けるために1つのアプリ等に対して1つの申請としてください。同一のアプリ等を複数の事業で活用している場合は、申請書の事業名は代表的な事業名を記載し、「事業実施計画」、「事業の実施方法及び実施体制」および「支出予定額内訳」欄に複数の事業について記載するようにしてください。

※新設

3-11. 同一の事業について、事業区分を分けて複数の申請はできるか。

(答)

同一の事業に対して1つの申請としてください。

4. 対象事業

4-1. どのような事業が補助対象となるか。

(答)

医療 DX を活用した保健事業(健康管理アプリ等の ICT を活用した保健事業)、子どもにとってより良い医療の提供・医療費の適正化事業、出産・子育て、女性の健康課題に関連した保健事業が本補助事業の対象となります。別添の補助割合の一覧をご参照ください。

なお、子どもにとってより良い医療の提供・医療費の適正化事業、出産・子育て、女性の健康課題に関連した保健事業(事業区分 2 および 3)については、ICT の活用は必須ではありません。

4-2. 従前から行っている上記(4-1)の保健事業も補助対象となるか。令和7年度の新規事業に限定されるのか。

(答)

既に取り組まれている事業についても対象となります。7年度からの新規事業の場合は、補助割合を2割追加します。詳細は別添の補助割合の一覧をご参照ください。

4-3. 事業主が福利厚生で実施している事業は補助対象になるか。

(答)

事業主単独で実施する事業は対象外です。コラボヘルスにより健保組合も共同で実施する事業であれば補助対象となります。その場合、連名で実施するだけでなく、健保組合も費用を負担した場合に、当該組合負担分を補助対象とします。ただし、健保組合が事業運営自体に関与せず、事業主に対して補助金等を支出するだけにとどまる事業については、補助の対象外です。

※更新

4-4. 他の国庫補助金で助成を受けている事業は補助対象になるか。

(答)

他の国庫補助金を受けて行われているものや、健保連が実施している組合運営サポート事業で支援を受けているもの(組合運営サポート事業の「前期高齢者予備群(50～64 歳)等に対する生活習慣病等の重症化予防」を対象年齢以外で実施する場合を除く。)は、本補助事業の対象外となります。

4-5. 国の公募事業(共同事業・PFS 事業)に応募予定だが、国庫補助金を得られた場合でも補助対象になるか。

(答)

高齢者医療運営円滑化等補助金における健康保険組合による保健事業「成果連動型民間委託契約方式保健事業(国庫債務負担行為分)」及び「保健事業の共同化支援に関する補助事業」に応募し、採択された事業については、本補助金の対象外となります。国庫補助金の性質上、重複して補助を受けることはできません。

4-6. 対象外となる保健事業費

- すべての検診費(郵送検診を含む)
- インフルエンザ予防ワクチンや HPV ワクチン等の接種費用
- 自由診療及び医療用医薬品、一般用医薬品の提供
- 備品に相当する物品の購入費
- インセンティブ(現金、商品券、食事券、旅行券、物品(予防健康づくり関連の消耗品は除く)等)に係る経費

※予防健康づくり関連の消耗品とは、歯磨きセット、ウォーキングイベントの配布飲料・タオル、糖質制限食のサンプル品などの安価なものであって、補助事業との関連があるものをいいます。

- 広報・情報提供事業(デジタル版を含めた機関紙、配布物、ホームページ、社内イントラネット、メールマガジン動画配信等による情報提供)

※補助事業の周知にかかる経費は、事業と一連と認められるものに限り補助対象となります。

※更新

4-7. 骨密度測定は補助対象となるのか。その他はどのようなものが補助対象になるか。

(答)

骨密度測定は女性の健康課題であるやせ対策の一環として有効な事業であるため、本補助事業の対象としています。その他、骨健康度測定器(骨ウェーブ)、体成分分析装置(In body)、体組成計による測定が考えられます。なお、メタボ対策を目的とした事業は対象外となります。

また、FreeStyle リブレ等の持続血糖測定器(CGM)にかかる経費は、糖尿病性腎症等で医療機関等を受診中の者を対象として ICT を活用した重症化予防事業を実施する場合に限り、例外的に事業区分1として補助対象とします。

4-8. 女性の健康セミナーなどに合わせた骨密度測定器等の女性の健康課題に関連した機器をリースする場合の費用は補助対象になるか。

(答)

骨密度測定器等の対象事業の実施に関連した機器のリース代金は補助対象とします。(当年度の本補助金事業に要したリース代のみが対象となります)

4-9. 複数の健保組合の共同事業として、若年層の被保険者を対象とした健康イベント(婚活ウォーキングや料理教室等)を行いたい。イベント開催にかかる費用は補助対象になるか。

(答)

複数の健保組合が共同で実施する場合で、若年層や独身、子育て世代向けの健康イベント(婚活・子育てウォーキング・料理教室等)であれば補助対象となります。また、例えば、健康管理アプリ等の ICT を活用したウォーキングの事業については、医療 DX を活用した保健事業の対象となります。

4-10. 事業主健診結果データの XML 形式への変換費用は補助対象になるか。

(答)

健診結果のデータ変換費用は対象外となります。

4-11. 出産・子育てや女性の健康に関する機材をリースとする場合、単年度契約よりも複数年契約の方が割安となる。令和8年度以降の契約費用も含んだリース代金であるが問題ないか。

(答)

複数年契約であっても請求内訳(明細)等により令和7年度事業にかかる費用を算出していただき、当該費用をご申請ください。

4-12. 特定健診の受診勧奨通知とセットでレディース健診の受診勧奨通知を発出している場合に係る費用は対象となるのか。

(答)

レディース健診の受診勧奨通知にかかる事業経費を切り分けできる場合、その部分について補助対象とします。また、レディース健診の受診勧奨通知を補助金対象外の事業と同時送付し、送料

に差額が生じた場合は、レディース健診の受診勧奨通知送付にかかる差額分のみ補助対象とします。

4-13. 女性の健康情報等を発信している健康管理アプリに係る費用は補助対象となるのか。

(答)

健康管理アプリにおいて女性の健康情報等を一方的に発信しているだけでは対象外となります。健康管理アプリを活用した保健事業(情報提供だけでなく、例えばアプリを活用したウォーキングや健診等の受診勧奨など)を実施していれば、医療 DX を活用した保健事業の対象となります。

また、健康管理アプリを活用した保健事業を実施していない場合であっても、視聴後に個別相談や健康知識のテスト又はアンケートの実施等により、対面で行う情報提供と同等以上の双方向性を持たせている場合には、事業区分3として補助の対象です。

4-14. 女性の乳がん・子宮がん検診などを盛り込んだ女性の健康イベントに係る会場費や受診勧奨通知は補助対象となるのか。

(答)

女性の乳がん・子宮がん検診に骨密度測定や体験ヨガなどを盛り込んだ女性の健康フェスタに係る会場費や受診勧奨通知は補助対象となります。

4-15. 女性の乳がん・子宮がん検診の巡回バス健診に係る会場費は補助対象となるのか。

(答)

女性の乳がん・子宮がん検診の巡回バス健診に係る会場費は補助金の対象外となります。なお、4-14のとおり、女性の乳がん・子宮がん検診に骨密度測定や体験ヨガなどを盛り込んだ女性の健康フェスタに係る会場費は補助対象となります。

4-16. 本事業における「子ども」の対象年齢は何歳か。

(答)

0歳～18歳以下の方を対象とした事業とします。

4-17. 妊婦・周産期に対する医療・健康相談事業(医師による相談も含む)の補助割合は何割か。

(答)

子ども・女性等の医療・健康相談事業は、本年度事業では4割事業とします。

4-18. 全加入者を対象とした健康相談事業は対象になるのか。

(答)

出産・子育て支援、子どもや女性の健康づくりに資する事業であれば、出産・子育て支援、子ども・女性健康づくり事業として4割事業の対象とします。対象経費の考え方は3-6をご確認ください。

4-19. 組合の機関誌において、毎号レディース検診の受診勧奨を実施している場合の機関誌に係る経費は対象となるのか。

(答)

「広報・情報提供事業」とみなして対象外となります。

4-20. レディース検診の受診勧奨の一環として郵送する簡易検査キット(乳がん等)に係る費用は対象になるのか。

(答)

レディース検診の受診勧奨通知は対象となりますが、簡易検査キットに係る費用は対象外となります。また、全ての郵送検診とこれに係る郵送費は対象外となります。

4-21. 全被保険者向けの大腸がん検診受診率向上のためのセミナーに係る費用は対象となるのか。

(答)

セミナーや受診勧奨通知によるがん検診の受診率向上策は、女性特有のがんである、乳がん、子宮体がん、子宮頸がんに限り事業区分3として補助対象とします。対象経費の考え方は3-6をご確認ください。

アプリ等を活用したがん検診の受診率向上策は、上記のがん種別を問わず事業区分1として補助対象とします。

4-22. 全被保険者向けのヨガやストレッチなどのセミナーに係る費用は対象となるのか。

(答)

女性の健康課題にかかる取組として実施するものであれば、参加者に一部男性が含まれていても事業区分3の対象とします。この場合、補助対象の補助対象の経費は、子どもおよび女性にかかる費用に限られます。対象経費の考え方は3-6をご確認ください。

なお、セミナーを対面開催せず、アプリ等で動画配信のみ行う場合は、基本的には広報・情報提供事業として補助の対象外です。ただし、視聴後の個別相談やアンケートの実施等により対面開催と同等以上の双方向性を持たせている場合には、事業区分3として補助の対象です。対象経費の考え方は上記と同じです。

4-23. 女性の健康事業で生理痛緩和のために自由診療のもとで低用量ピルを提供した場合の費用は対象となるのか。

(答)

自由診療及び医療用医薬品、一般用医薬品の提供などは、本補助金の対象外となります。

4-24. 都道府県連合会が補助金財源ではなく一般会計で共同事業として実施している共同事業の受益者負担(健保組合)にかかる費用は対象となるのか。

(答)

補助金財源ではない共同事業に係る受益者負担は、本補助金の対象となります。

4-25. 事業参加のためのインセンティブにかかる費用は対象となるのか。

(答)

事業参加のための加入者に対するインセティブは対象外とします。

4-26. ファミリー歯科事業として子どもも含めた加入者に対して、▽虫歯・歯周病検診▽歯科の健康相談▽歯石清掃▽歯面清掃▽ブラッシング指導▽12歳以下のフッ素塗布▽ブラッシング指導等に必要な歯ブラシの提供—は補助金の対象となるのか。

(答)

保険給付の対象外となる歯の健康相談およびブラッシング指導は、補助金の対象となります。

4-27. ファミリーウォーキング事業としてレジャー施設内でウォーキングを実施する際の入園料については補助金の対象となるのか。

(答)

ファミリーウォーキング事業におけるレジャー施設の入園料については、親子で運動する本来の目的とは外れるため、補助金の対象外とします。一方、ウォーキング事業の本来目的と合致する運動施設の利用料等については、補助金の対象とします。

4-28. 特に女性限定ではないが、肩こりや腰痛について体調不良を訴える社員を対象にリラクゼーションルームを設置し、国家資格を持つ技師によるマッサージを実施している。健保組合はリラクゼーションルームの設備運営費とマッサージ費を負担しているが、今回の補助金の対象となるのか。

(答)

女性以外も対象に含めた健康増進の一環としてのマッサージは、必ずしも女性の健康課題にかかる取組といえるとは明らかなでないこと、また、一部の疾患に対するマッサージは保険給付費の対象となり得ることから、補助金の対象外とします。マッサージ費が対象外となるためリラクゼーションルームに係る費用も対象外となります。

4-29. 女性を対象とした生活習慣病関連の重症化予防は補助金の対象となるのか。

(答)

生活習慣病の重症化予防は必ずしも女性特有の健康課題に対する事業に該当しないため、事業区分3としては補助の対象外とします。ただし、例えば重症化予防の受診勧奨についてアプリを活用して実施した場合は、医療 DX を活用した保健事業として対象となります。

※更新

4-30. 医療 DX を活用した保健事業はどのような事業が補助対象となるのか。

(答)

アプリや SNS、民間 PHR、NDB データ等を活用した保健事業は医療 DX を活用した保健事業の対象となります。例えば、受診勧奨を目的として導入・利用する健診予約システム、受診勧奨システム、健康管理アプリなどは該当します。また、基幹システムにおける同様の機能も対象となりますが、導入等の費用を保健事業費から支出していることが要件となりますのでご注意ください。アプリ等の機能が複数ある場合の取扱いとは以下のとおりです。

【保健事業以外の機能(適用・給付等)がアプリ等の利用料等に含まれる場合】

⇒保健事業の機能にかかる経費を切り分けられる場合は利用料等(令和 7 年度の年間利用料をいう。以下同じ。)のうち当該部分のみ補助対象とし、切り分けられない場合は利用料等の全額を補助対象外とします。

【保健事業以外の機能がアプリの利用料等に含まれない場合】

⇒利用料等の全額を補助対象とします。

なお、アプリやシステムに要する経費は、事業の実施手段として活用する場合に補助対象となります。アプリやシステムの導入・普及に留まり具体的な事業に関する記述が見受けられない場合や、事業内容が健診結果の提供といった情報提供に該当する場合は、補助の対象外となりますのでご注意ください。また、アプリの導入・普及にあたって、紙媒体で配布する案内文書等に要する費用は補助の対象外です。アプリ等で e-learning やセミナーを実施する場合の取扱い は 4-35 をご確認ください。

4-31. 医療費分析やデータヘルス計画を作成するための分析は医療 DX を活用した保健事業の対象となるのか。

(答)

各種分析だけでは医療 DX を活用した保健事業の対象外となります。分析を実施したうえでアプリや SNS、民間 PHR、NDB データ等を活用した保健事業を実施する場合は対象となります。

4-32. アプリ等を活用した保健事業を実施するために PC やスマホ、ウェアラブル端末等は対象となるのか。

(答)

アプリ等を活用した保健事業を実施するために必要な PC やスマホ、ウェアラブル端末等に係る費用については、7 年度中に要するリース代は対象とし、購入した場合は対象外となります。

4-33. アプリ等を活用した特定保健指導は補助対象となるのか。また、特定保健指導の利用勧奨について、アプリ等を活用した場合は補助対象となるのか。

(答)

アプリ等を活用した特定保健指導に係る費用は対象外となります。初回面談の実施前に行う特定保健指導の利用勧奨について、アプリ等を活用した場合は補助対象となります。

4-34. アプリ等を活用した重症化予防事業や 40 歳未満の加入者への保健指導は補助対象となるのか。

(答)

アプリ等を活用した重症化予防事業や 40 歳未満の加入者への保健指導は補助対象となります。

4-35. ①「子どもにとって上手な医療のかかり方」や②「女性の健康」、③「生活習慣病予防」に関するセミナーを e-learning によって実施した場合は対象となるのか。また、補助割合は何割になるのか

(答)

アプリ等で動画配信のみ行う場合は、原則的には広報・情報提供事業として補助の対象外です。ただし、視聴後に個別相談や健康知識のテストまたはアンケートの実施等により対面で行うセミナーと同等以上の双方向性を持たせている場合には、補助の対象です。①「子どもにとって上手な医療のかかり方」は5割(事業区分2)、②「女性の健康」は4割(同3)、③「生活習慣病予防」は対象外となります。①②の対象経費の考え方は3-6をご確認ください。

4-36. レセプトから対象者を抽出して後発医薬品の利用勧奨を行う事業は、対象となるのか。

(答)

対象者を問わず送付する医療費通知や後発医薬品の差額通知は対象外です。レセプトから抽出して実施するポリファーマシー及びセルフメディケーション通知や後発医薬品の利用勧奨等は、子どもにかかる通知のみ事業区分2として補助対象となります。対象経費の考え方は 3-6 をご確認ください。

4-37. 賃金・旅費は対象となるのか。

(答)

賃金・旅費は、保健事業費から支出している場合に限り、対象事業に要する経費が補助の対象です。1日当たりの賃金の上限は保健師・健康運動士相当の者が2万円、事務職員が1万円であり、算出に当たっては一律に全額を計上せず、対象事業の業務が占める割合に基づいて算出してください。旅費は、例えばセミナーの講師にかかる会場までの交通費が該当します。

※新設

4-38. 加入者にかかるデータを委託事業者等へ提供するにあたり、基幹システムからのデータ出力に費用がかかるが、当該費用は対象となるか。

(答)

事業の実施にあたって追加的に要する費用については、事業と一連と認められるものに限り補助対象です。事業の実施に関わらず要する費用については補助の対象外です。

Ⅰ 5. その他

5-1. 補助金の交付を受けて取得した設備の管理・処分に関する決まりはあるか。

(答)

予算上の備品にあたるものは本補助事業では対象外とします。

5-2. 補助金の交付を受けて加入者へ頒布した商品の管理・処分に関し、加入者へ何らかの周知する必要はあるか。

(答)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び交付要綱により、本補助事業の交付を受けた健保組合は「善良な管理者の注意をもって間接補助事業等を行わなければならない」と定められていることから、加入者への物品頒布等の場面で必要な案内を付していただくことをお勧めいたします。